

※網掛け部分は今回改正箇所

＜シーケンス制御職種の受検資格等の取扱いに関するQ & A＞

(令和5年度前期以降の試験について適用)

問1 令和4年度以前に「電気機器組立て職種（シーケンス制御作業）」1級・2級・3級に合格していますが、令和5年度後期の検定において「シーケンス制御職種（シーケンス制御作業）」上位級の受検は可能でしょうか。

回答 上記のような場合は、基本的に「シーケンス制御職種（シーケンス制御作業）」上位級の受検は不可能です。例えば、令和5年度後期の検定で「シーケンス制御職種（シーケンス制御作業）」2級を受検するためには、令和5年度前期の検定で「シーケンス制御職種（シーケンス制御作業）」3級を受検・合格していただく必要があります。

問2 令和4年度以前に「電気機器組立て職種（シーケンス制御作業）」（以下「旧職種」）に合格した者について、「シーケンス制御職種（シーケンス制御作業）」（以下「新職種」）の同位級の受検に関する免除資格はどのように取り扱われるのでしょうか。

※以下、技能検定合格を「合格」、実技のみ合格又は学科のみ合格を「片側合格」と呼称

回答 「旧職種」の合格者については、令和5年度以降、実技試験及び学科試験の免除申請の上、「新職種」に合格となります。【ケース①】

片側合格者については、合格済みの試験は申請により免除され、残りの片方を受検することとなります。【ケース②・③】

＜参考＞電気機器組立て職種（シーケンス制御作業）合格者・片側合格者の取扱い

シーケンス制御職種・シーケンス制御作業

	実技試験	学科試験	受検の取扱い
ケース①	旧職種で合格済	旧職種で合格済	<u>申請により</u> 旧職種で合格済の級について、新職種の実技及び学科の試験を免除
ケース②	旧職種で合格済	—	学科試験のみを受検
ケース③	—	旧職種で合格済	実技試験のみを受検
ケース④	—	—	通常どおり実技及び学科試験を受検

問3 令和4年度以前に旧職種試験で合格しており（問2のケース①に該当）、令和5年度後期試験において上位級の受検をするために、合格済の級について、新職種の同位級の試験免除の申請を行いたいのですが、申請期限はあるのでしょうか。

回答 令和5年度の後期試験については、試験手続きの都合上、7月末までとさせていただきます。なお、令和6年度以降については他の職種と同様の取扱いとします。